

科学研究費助成事業研究機関担当者 殿

文部科学省研究振興局学術研究推進課
独立行政法人日本学術振興会研究事業部

令和4(2022)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について

平素より、科学研究費助成事業(科研費)の適切な執行等に御協力いただき感謝申し上げます。
令和4(2022)年4月以降、下記の制度変更等を予定していますので、貴研究機関所属の研究者及び事務担当者等の関係者に周知願います。

記

1. 「審査区分表」の改正等について

科研費に応募する研究者の方々は、審査を希望する区分を「審査区分表」(※)から選択いただくこととしております。当該「審査区分表」は概ね5年ごとに見直しを行うことを通例としておりますが、科研費の主要な種目の審査等を行う日本学術振興会及び文部科学省の科学技術・学術審議会において検討を進め、令和5(2023)年度科研費の公募より適用する「審査区分表」を令和4年3月に決定しました。

○ https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1385136_00004.htm

今般の主な改正点等は以下のとおりです。

【改正のポイント】(別紙1参照)

- ・小区分の「内容の例」の見直し
(小区分・中区分・大区分は現行を維持し、小区分に付される「内容の例」の見直しを実施)
- ・「基盤研究(B)」における複数の小区分での合同審査の実施
(「基盤研究(B)」において、著しく応募件数の少ない状況にある一部の小区分について、複数の小区分での合同審査を実施)

【適用時期】

- ・令和4年度に実施する令和5年度科研費の公募より適用予定

(※)平成30年に、これまでの「系・分野・分科・細目表」を廃止し、全体的に大括り化し、新たに策定されたものです。基盤研究等の審査希望分野の分類表として厳正かつ効率的な審査を実施する上で重要な役割を担っており、現在、306の小区分、65の中区分、11の大区分で構成されています。

2. 令和5(2023)年度学術変革領域研究(A・B)の公募スケジュールの更なる早期化について

現在、科研費の審査結果を前年度中に通知するため、各研究種目の公募スケジュールの早期化を進めているところですが、令和5(2023)年度学術変革領域研究(A・B)において、以下のとおり更なる早期化を実施する予定です。

なお、その他の研究種目については、令和4(2022)年度の公募スケジュールから変更はない予定です。

○令和5(2023)年度学術変革領域研究(A・B)の公募、審査結果通知時期(予定)

研究種目名	公募開始時期	公募締切時期	審査結果通知時期
学術変革領域研究(A)	令和4年5月下旬 (令和3年8月20日)	令和4年7月中旬 (令和3年10月18日)	令和5年2月下旬 (令和4年6月下旬)
学術変革領域研究(B)	令和4年5月下旬 (令和3年8月20日)	令和4年7月中旬 (令和3年10月18日)	令和5年2月下旬 (令和4年5月下旬)

※1 下段()内は、令和4年度公募のスケジュールを示す。

※2 令和5年度学術変革領域研究(A)(公募研究)については、令和4年8月上旬を目途に公募を開始する予定。

【参考：主な研究種目の公募・審査結果通知時期(予定)】

研究種目名	公募開始時期	公募締切時期	審査結果通知時期
特別推進研究	令和4年7月上旬 (令和3年7月1日)	令和4年9月上旬 (令和3年9月6日)	令和5年3月中旬 (令和4年3月18日)
基盤研究(S)	令和4年7月上旬 (令和3年7月1日)	令和4年9月上旬 (令和3年9月6日)	令和5年5月上旬 (令和4年5月上旬)
基盤研究(A)	令和4年7月上旬 (令和3年7月1日)	令和4年9月上旬 (令和3年9月6日)	令和5年2月下旬 (令和4年2月28日)
基盤研究(B・C) 若手研究	令和4年8月上旬 (令和3年8月1日)	令和4年10月上旬 (令和3年10月6日)	令和5年2月下旬 (令和4年2月28日)
挑戦的研究(開拓・萌芽)	令和4年8月上旬 (令和3年8月1日)	令和4年10月上旬 (令和3年10月6日)	令和5年6月下旬 (令和4年6月下旬)

※ 下段()内は、令和4年度公募のスケジュールを示す。

3. 科研費による研究活動等の国際化について

我が国の研究力の強化に向けては、「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「統合イノベーション戦略2021」(令和3年6月18日閣議決定)等の政府方針に基づき、科研費については国際共同研究の強化等が求められています。

上記や科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会における審議(別紙2参照)を踏まえ、令和4年度以降、科研費における研究活動等の国際化に向け以下の取組を進める予定です。

① 国際共同研究を実施する研究者と所属研究機関の連携強化

科研費を通じて我が国全体の学術研究の国際化を図るため、科研費による研究活動により取得した国際活動の知見を、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属研究機関に提供する等の取組を進めていただきます。主な取組の例は別紙3をご覧ください。

なお、令和4(2022)年度交付に当たって適用を予定している科研費使用ルール(補助条件および交付条件等)の改正事項となりますので、具体的な改正内容は、令和4(2022)年4月1日に通知予定の交付内定通知等を参照してください。

② 「KAKEN データベース」の国際的な研究活動情報の検索機能の充実

KAKEN データベースについて、令和3(2021)年12月に国際共同研究に関する情報検索を容易に行えるよう検索機能の充実を図り、国際共著論文を産出した研究課題の検索機能の追加、国際共同研究を実施している研究課題について、共同研究相手国等を検索できる機能の追加を行いました。

○「KAKEN データベース」URL:<https://kaken.nii.ac.jp/>

③ 国際性に留意した審査委員選考環境の充実

科研費の審査委員選考に当たっての配慮事項に、「国際的な視野を持つ者であることにも配慮すること」を新たに規定しました。令和5(2023)年度以降においては、当該事項にも留意した審査委員の選考が行われます。

また、令和4年度中に審査委員候補者データベースの改正を行い、国際活動情報に係る項目を追加する予定です。なお、取扱いに変更はありませんが、審査委員候補者データベースの更新に係る協力について、令和4(2022)年度交付に当たって適用を予定している科研費使用ルール(補助条件および交付条件等)の改正事項としております。具体的な改正内容は、令和4(2022)年4月1日に通知予定の交付内定通知等を参照してください。

○日本学術振興会 HP「審査・評価について」

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html

4. 研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)や「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保してください(大学・研究機関等における研究インテグリティの確保については別紙4参照)。

なお、本件について令和4(2022)年度科研費の内定通知文書にも添付するとともに、令和4(2022)年度交付に当たって適用を予定している科研費使用ルール(補助条件および交付条件等)の改正事項となりますので、具体的な改正内容は、令和4(2022)年4月1日に通知予定の交付内定通知等を参照してください。

【参考】

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

- 競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

5. 安全保障貿易管理への対応について

我が国の安全保障貿易管理について日本学術振興会等資金配分機関は、「統合イノベーション戦略2021」（令和3年6月18日 閣議決定）において、「安全保障貿易管理の面等から適切に技術を管理すべき政府研究開発事業を精査し、事業の特性を踏まえつつ、安全保障貿易管理の要件化等の対象事業の選定をした上で資金配分先の安全保障貿易管理体制の構築を求める」ことが求められています。

これを踏まえ、科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法を十分に確認することを求めていますので、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制の整備等を実施してください。

なお、令和4（2022）年度科研費の内定通知文書にも添付するとともに、令和4（2022）年度交付に当たって適用を予定している各研究機関が行うべき事務等の改正事項となりますので、具体的な改正内容は、令和4（2022）年4月1日に通知予定の交付内定通知等を参照してください。

【参考：安全保障貿易管理に係るガイダンス等】

- 安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)：

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも御参考下さい。

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- 安全保障貿易ガイダンス(入門編) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

- 大学・研究機関向け、及び中小企業等向けの説明会、アドバイザー派遣等事業

(大学・研究機関向け) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html>

(中小企業等向け) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/chusho.html>

【本件に関する問合せ先】

(科研費制度全般に関すること)

文部科学省研究振興局学術研究推進課

TEL：03-6734-4091

(科研費使用ルールに関すること)

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究助成企画課

TEL：03-3263-4796

科研費の公募・審査の在り方を不断に見直し、 多様かつ独創的な学術研究を振興する

旧システム（平成29年度助成）

最大400余の細目等で公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の「基盤研究（C）」はキーワードによりさらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究（S）
基盤研究（A）
（B）
（C）
若手研究（A）
（B）

分科細目表
廃止

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用し、「総合審査」を先行実施。

新システム（審査区分と審査方式）

令和5年度公募分審査区分表改正

大区分（11）で公募
中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

中区分（65）で公募
小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）

挑戦的研究（開拓）

（萌芽）

小区分（306）で公募
これまで醸成されてきた多様な学術に対応する審査区分

若手研究

基盤研究（C）

基盤研究（B）

「総合審査」方式 - より多角的に -

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。

※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

「2段階書面審査」方式 - より効率的に -

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

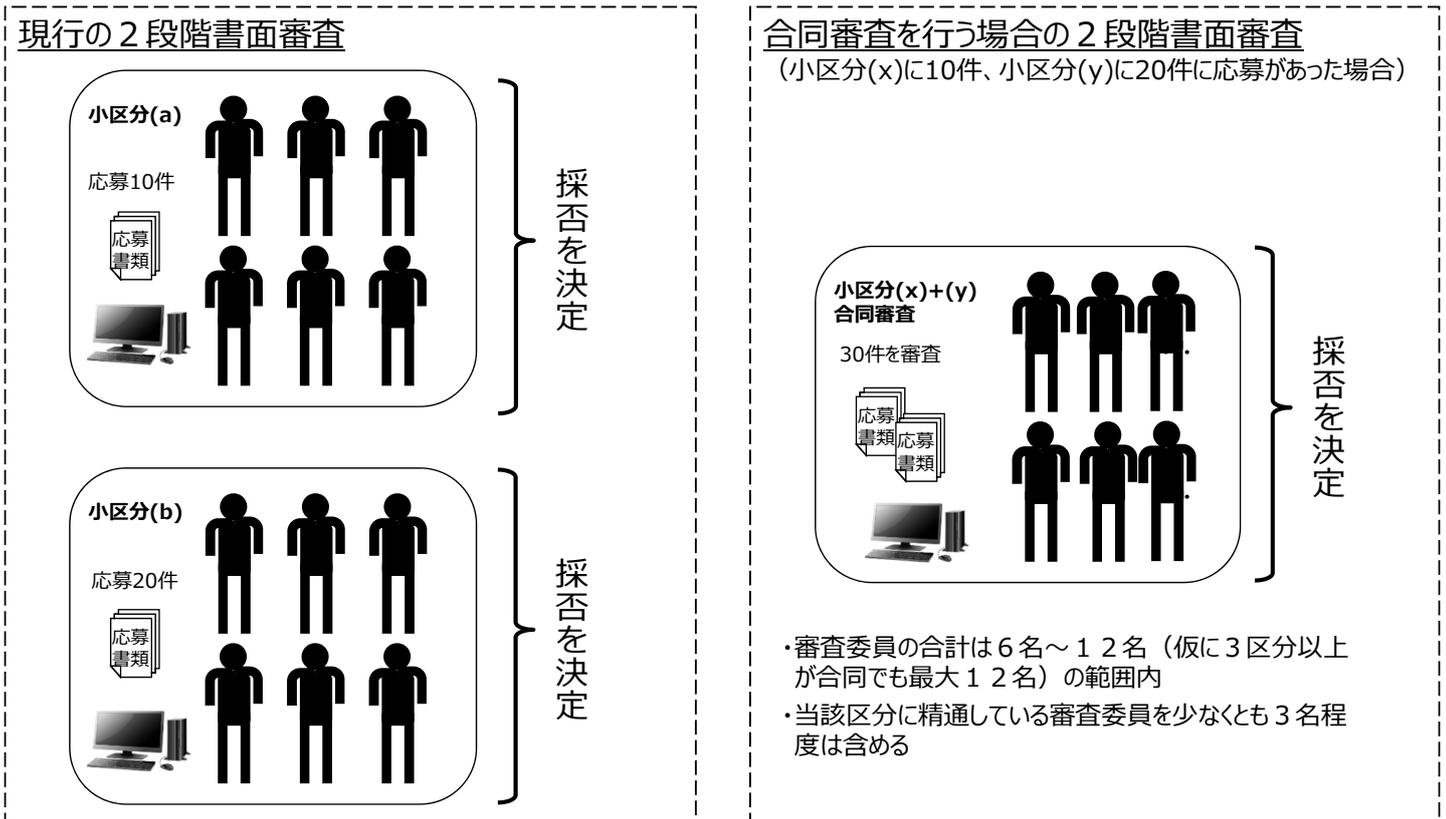
著しく応募件数の少ない区分で、
複数の小区分による合同審査（R5～）

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※ 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（令和4年1月20日）配布資料を改訂

審査の大括り化（基盤研究（B）における複数の小区分による合同審査）の実施イメージ

基盤研究（B）は電子システム上で2段階にわたって書面審査を行う「2段階書面審査」で採否を決定



新たな研究種目「国際先導研究」を創設し、以下の取組を実施

①ピアレビューシステムの高度化

✓ 海外レフェリーの導入

- ・国際動向を踏まえた国際的な評価を導入し極めて優れた研究の支援を強化

✓ 応募対象者の厳選

- ・応募対象者を研究実績により限定（直近5年のTop10%国際共著論文の産出等）し、ピアレビューシステムを高度化

②「世界と戦う」研究人材育成の好循環形成

✓ 若手（PD、大学院生）の参画とともに海外への長期（2,3年）派遣を要件化

- ・ハイレベルな環境下で国際経験を積んだ若手研究者を育成
- ・将来独立した研究者として「基盤研究」等で研究を発展させる好循環を構築

③研究の国際化に向けた研究者と所属研究機関の連携強化

✓ 研究者と所属研究機関の連携強化を要件化

- ・PI等研究チームが持つ国際活動のノウハウを大学運営部門を通じて横展開
- ・大学の国際戦略への活用等を通じ、国際的な研究マネジメント能力を強化

さらに、令和4年度からは

- ① 審査委員候補者DBに国際活動情報に係る項目を追加（国際性に留意した審査委員選考環境を充実）
- ② 国際共同研究を実施する研究者と所属研究機関の連携強化についてのルールを整備
- ③ 研究成果を公開している「KAKENデータベース」の国際的な研究活動情報の検索機能充実

などにより、**科研費全体の国際化を促進するとともに成果の可視化を実現する。**

上記の科研費改革を通じた我が国の**研究力・国際性の抜本的な向上により、質の高い国際共著論文等の優れた研究成果の創出**が期待されるとともに、我が国の将来を担う**「世界と戦う」優秀な研究者の育成**に貢献。

国際共同研究を実施する研究者と所属研究機関の連携の具体例

文部科学省研究振興局学術研究推進課

○研究機関の国際化に向けた枠組みの検討に係る取組

- ・ 研究機関において進める、学内の国際共同研究プロジェクトの企画立案やメンバーの選考に協力する。
- ・ 研究者が持つネットワーク（共同研究者）を所属研究機関と共有し、新たな学術国際交流協定（MOU）の企画立案に協力する。

○研究機関内の国際性の向上に資する取組

- ・ 国際共同研究に新たに取り組もうとする学内の若手研究者等に対し、国際共同研究の進め方についての相談に応じ、指導助言を行う。
- ・ 優秀な外国人研究者を研究機関に招へいするため、研究者がもつ人的ネットワークを活用して、招へい研究者の選考に協力したり、招へい研究者の窓口業務担当者への助言等を行う。
- ・ 自らの研究に関する世界的な動向を学内に広めるため、講演会の開催や学内広報の作成等に協力する。
- ・ 英文による共同研究契約や、秘密保持契約（NDA）、安全保障貿易管理等に関し、U R A等に対し、海外の研究機関における取扱いに関する情報提供を行う。

○所属研究機関の国際的なプレゼンスの向上に資する取組

- ・ 科研費による国際共同研究の成果を踏まえ、所属研究機関と協力して国際シンポジウムの企画立案を行う。
- ・ 研究者の国際共同研究の相手機関と所属研究機関との仲介を行い、新たな学術国際交流協定（MOU）の締結に協力する。

大学・研究機関等における研究インテグリティの確保について

令和4年3月

科学技術・学術政策局 参事官(国際戦略担当)付

新たに求められる研究インテグリティ

- 近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化。
- 米国等主要国では、国際研究協力を重視・大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- 我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠に。

米国で確認された不適切な事例

①「千人計画」への関与についての虚偽申告

例：米司法省は、ハーバード大学化学・生物化学部長 チャールズ・リーバー教授(DOD、NIHの研究員も兼任)及び中国籍研究員2名を、中国「千人計画」への関与について調査中に虚偽の陳述を行った容疑で起訴され、リーバー氏は有罪評決となった。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢理工大や中国政府から月給5万ドル等を受領し、見返りとして武漢理工大の名義での論文発表などを求められたとされる。

②研究者の利益相反・責務相反の不適切な管理

例：カリフォルニア大学サンディエゴ校の研究者が11年間NIHから1000万ドルの資金を受領していたが、同研究者の研究分野に特化している中国のバイオテック企業の設立者・主要株主であること、外国政府の人材登用プログラムに参加していたことなどを開示しておらず、利益・責務相反が適切に管理されていないことが明らかとなり、辞職。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

従来、明示的に対応を進めてきた部分

研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対し、対応を進める部分

産学連携による利益相反・責務相反に対する適切な対応や、安全保障貿易管理等の法令順守などに関する部分

不正行為(捏造、改ざん、盗用)への対応としての部分

その他不正行為(二重投稿、不適切なオーサーシップ)への対応としての部分

新たに求められる部分
(研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすといった、研究者や研究組織としての「規範」)

研究インテグリティの確保に係る政府としての対応方針

政府としての対応方針 (2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定)

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された有識者検討会の提言(2021年3月公表)を踏まえた方針

①研究者自身による適切な情報開示

- 研究者、所属機関向けのチェックリスト雛形を作成、公表・配布
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催

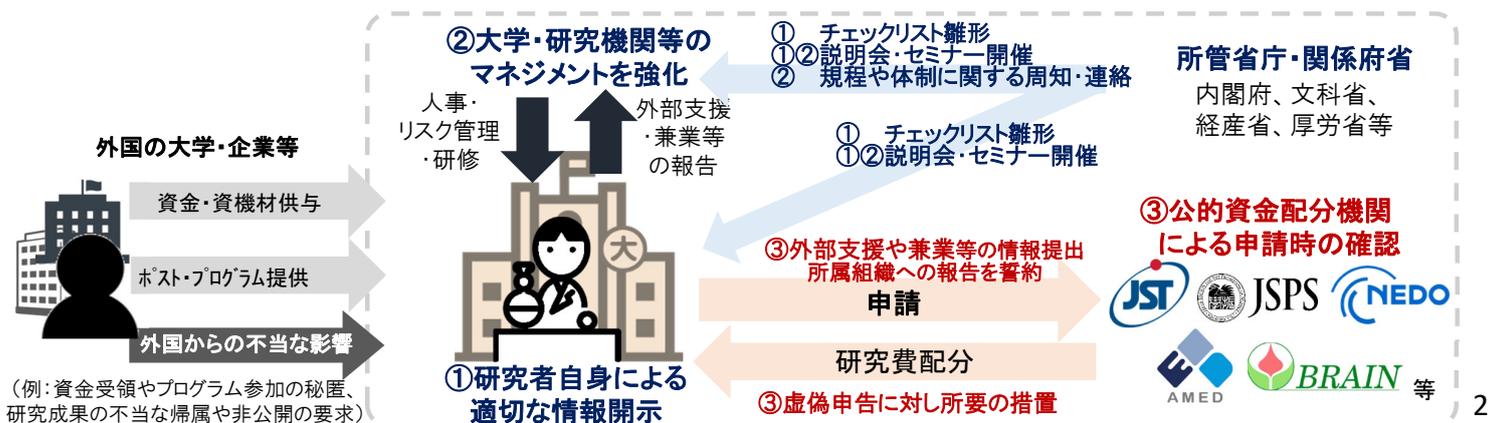
②大学・研究機関等のマネジメントを強化

- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催
- 関係の規程や体制の整備に関する周知・連絡・支援
(→ 令和4年度中にフォローアップを実施)

③公的資金配分機関による申請時の確認

- 競争的研究費に関するガイドライン等を年内早期に改定
 - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める
 - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限
(2022年度の公募から反映)

※競争的研究に関するガイドラインは2021年12月に改定



大学等が把握すべき情報の範囲(政府として対応方針より抜粋)

(2) 所属機関における対応に関する取組

大学・研究機関等が、**所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報**(職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方)の**報告・更新**を受けるとともに、そのための**利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し**、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、**適切なリスクマネジメント**を行えるよう、政府は以下の取組を行う。

①～②(略)

(3) 研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金配分機関等は、従来から、研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、他の国内の競争的資金の受入状況等の情報の提出を求めているが、これらに加え、**国外からの研究資金の受入れ状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求め**ることが必要である。このため、政府は以下の取組を行う。

① (前略)以下に掲げる研究資金配分機関等における対応について、具体的な対象範囲や必要なプロセスを含めて明確にし、各事業の公募要領や申請書類への反映を進める。(後略)

ア 全ての競争的研究費事業において、研究資金配分機関等は、**不合理な重複・過度の集中の排除の観点から**、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、(a) **国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報**、(b) **全ての現在の所属機関・役職**(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)**に関する情報**の提出を求めること。

イ (略)

ウ 研究資金配分機関等は、申請者に対して、アの研究資金や兼業等に関する情報に加えて、**寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報**について、**関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約**を求めること。

エ～カ (略)

② (略)

競争的研究費に関するガイドラインの改定 (競争的研究費の適正な執行に関する指針)

1. 改定のポイント

(1) 対象事業の範囲

従来の競争的資金だけでなく、全ての公募型の研究費事業を対象とする。
(制度数:20件→100件以上)

(2) 提出を求める情報の範囲

- 国外も含む全ての外部からの研究費(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)
- 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

(3) 秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報(共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額、エフォート)のみ提出を求めることとした上で、さらに当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができることとする。

(4) 研究費以外の対応

研究費以外の施設・設備等による支援の情報を所属機関に報告する旨の誓約を求める。

(5) 虚偽申告への対応

5年間の応募資格制限等を課す。

2. 実施時期

令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

4

チェックリスト雛形(主なチェックポイント)

【全般的な事項】

○外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う各種リスク(利益相反・責務相反のリスク、技術流出・情報流出のリスク、信頼低下のリスク等)に留意するとともに、リスクが懸念される場合には、所属機関の担当部署に相談し、それに対して機関として適切な対応をとることを求める仕組みがあるか。

○研究活動の透明性の確保に係る情報(職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職、外部機関から受けている各種の支援)について、所属機関の規程等に基づき担当部署に適切な報告等を行い、それに対して機関としてマネジメントを行っているか。

【共同研究等の手続に関する事項】

○外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるとともに、それに対して機関として確認や判断を行っているか。

○外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告を受け取る仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告等を行っているか。

○特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う際、その内容・目的を機関として適切に把握する仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告等を行っているか。

○外国の機関・大学等との共同研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行っているか。

【共同研究等の相手方に関する事項】

○外国の機関・大学等と連携・契約する際、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認しているか。

5

(参考)研究インテグリティの確保を巡る国際動向

○米国

- 国立科学財団(NSF)の委託により、科学助言グループJASONが、研究上の責務相反や利益相反の開示を研究インテグリティに含めること、完全な開示のための透明性の向上と条件の明確化等を提言(2019年12月)。
- これを受け、NSFは、利益相反・責務相反については研究機関で判断・管理することを求めつつ、(1)研究提案書の申請フォーマット・手続を更新し、研究遂行力や重複の確認の観点からの透明性および情報開示の重要性を明確化。(2)研究インテグリティに対するリスク評価・対処、ステークホルダーとの協力等のため新たに首席研究安全保障戦略政策官を配置。

○英国

- 国家インフラ保護センター等が、国際研究協力のインテグリティ確保のためのチェックリストやガイドラインを作成(2019年9月)
- 同文書では、新たな研究パートナーとの連携にあたってリスク評価を行い、倫理的、法的及び安全保障上の事項を考慮すること、各研究機関が独自のセキュリティ対策を実施すること等を求めている。

○豪州

- 政府内にタスクフォースを設置し、大学向けに、外国からの干渉への対処のためのガイドラインを作成(2019年11月)。罰則規定は含まれておらず、大学の自律性の理念を支持し、大学の活動を支援する位置づけ。
- 2020年9月、豪州研究会議は、利益相反・機密保持ポリシーを改定し、外国との関係性の情報を幅広く開示することを求める方針を明確化。